

第74回 定時株主総会 招集ご通知

議決権行使についてのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様
の安全の観点から、本株主総会につきましては、
同封の議決権行使書（郵送）またはインターネット
等により、事前の議決権行使をご検討くださ
いますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年 6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所 本社会議室

郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2022年6月27日（月曜日）午後5時まで

目次

招集ご通知

株主総会参考書類

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会会場ご案内図

株式会社 **有沢製作所**

証券コード 5208

株 主 各 位

新潟県上越市南本町一丁目5番5号

株式会社 **有沢製作所**

代表取締役社長 有 沢 悠 太

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書（郵送）またはインターネット等により、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

郵送またはインターネット等によって議決権をご行使いただきます場合の行使期限は、2022年6月27日（月曜日）午後5時到着または入力分までとなりますので、よろしくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所 本社会議室

当社としては株主総会会場での新型コロナウイルス感染防止策を可能な限り徹底してまいりますので、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

① 株主総会の開催時間の短縮化のため、報告事項に関する質問は極力少なくなるように限定し、議案に関する質問も一定時間をもって打ち切りとさせていただきます。

② 会場入口付近で、株主様のための手指アルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

なお、役員・運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

- ③ 会場入口付近で検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合や、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ④ ソーシャルディスタンス確保のため、会場につきましては本社会議室に加え、第2会場を準備しております。本社会議室が満席となった場合は、第2会場にご案内させていただきますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

※当日、株主様向けに株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。なお、詳細は同封の「ライブ配信のご案内」をご参照ください。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございますが、その場合はインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.arisawa.co.jp/>) に掲載させていただきますので、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役2名選任の件

以 上

●当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ご提出いただけない場合はご入場できませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

●株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.arisawa.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.arisawa.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時までに到着



インターネットで議決権を行使される場合

6ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時までに入力完了

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(投票権)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

- 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権の重複行使について
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

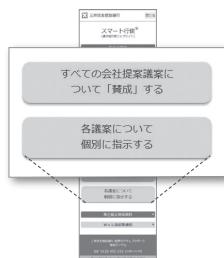
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

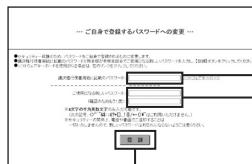
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、既存事業の収益基盤の維持、拡大、及び新規用途の開発に資金を投じるとともに、積極的な株主還元を実施してまいります。

この方針の下、当期の剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,006,166,410円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">（電子提供措置等）</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p style="text-align: center;">1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役の太田耕治氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、増村弥氏は太田耕治氏の補欠として選任されることとなりますので、新たに選任されます監査役の任期は当社定款の規定により、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであり、略歴等は2022年6月1日現在の状況であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
ます むら ひさし ※増 村 弥 (1963年2月5日生)	1987年11月 当社入社 2005年7月 当社人事部人事グループ グループリーダー 2008年7月 当社経営企画部業務企画グループ グループリーダー 2010年10月 当社製造部 統括補佐 2012年4月 当社人事部 統括 2018年4月 当社人事部 統括 兼 総務部 統括 2020年10月 当社総務部 部長 (現任)	700株
(監査役候補者とした理由) 入社以来、当社の製造、経営企画、人事及び総務部門を歴任し、財務、法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等に関する豊富な知識・経験を活かし、当社の監査役として実効性の高い監査ができると判断しました。また、経営全般に対する監督と有効な助言が期待されるため、常勤監査役候補者となりました。		

- (注) 1. ※印の増村弥氏は新任の監査役候補者であります。
 2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 所有する当社株式の数は2022年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
 4. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考) 取締役及び監査役の専門性と経験

本議案が承認可決された場合、今回非改選の取締役・監査役を含め、当社取締役会及び監査役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

氏名	地位	企業経営	重点事業・ 業界の知見	財務・会計	法務・ リスク管理	国際経験
有沢 悠太	代表取締役	○	○			○
戸田 良彦	取締役		○			
中島 理	取締役		○			○
増田 竹史	取締役			○	○	
塚原 穰	社外取締役	○	○			
中村 康二	社外取締役	○	○			○
我孫子 和夫	社外取締役	○			○	○
高田 博俊	社外取締役	○	○			○
沼田 美穂	社外取締役	○			○	
増村 弥	常勤監査役			○	○	
田中 耕一郎	社外監査役	○		○		○
横田 晃一	社外監査役	○		○		

(注) 「重点事業・業界の知見」は、事業知識・マーケティング力・技術知見等を包含します。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役は次のとおりであり、第3号議案が承認可決されることを前提に早津裕司氏は監査役増村弥氏の補欠として、馬場秀幸氏は社外監査役田中耕一郎、横田晃一の両氏の補欠として選任するものであります。なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、略歴等は2022年6月1日現在の状況であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はや っ ひろ し 早 津 裕 司 (1957年3月13日生)	1975年4月 当社入社 2001年4月 当社情報システムグループ グループリーダー 2010年5月 当社人事部統括 2012年4月 当社総務部統括 2017年3月 当社退社	1,767株
2	ば ば ひで ゆき 馬 場 秀 幸 (1964年3月29日生)	1998年4月 新潟県弁護士会登録 2003年4月 馬場秀幸法律事務所所長(現任)	一株

- (注) 1. 馬場秀幸氏に対して、法律顧問として月額45,000円の顧問報酬を支払っております以外は、補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数は2022年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
3. 早津裕司氏を補欠の監査役候補者とした理由は、当社在職中に総務、経理、人事及び情報システムの業務に携わり、法務、財務等多岐にわたる知識と経験に基づき、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 馬場秀幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知識を独立した中立的な立場から当社の監査体制に反映し、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として適切な助言をいただけるものと判断しております。
5. 馬場秀幸氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度額とする。
 - ・上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

6. 早津裕司、馬場秀幸の両氏が社外監査役に就任された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 馬場秀幸氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」という）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染蔓延の影響を受けたものの、ワクチン接種が進み、経済活動が徐々に正常になりつつあります。一方、原油や原材料価格が高騰するなど、厳しい状態が続いていることに加え、ウクライナ情勢の悪化など、依然として先行きが不透明な状態が続いております。

このような状況のもと当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当期の業績は、売上高430億89百万円、営業利益33億20百万円（前期比6.5%増）、経常利益42億4百万円（前期比17.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億11百万円（前期比81.0%増）となりました。

（注）なお、当期より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。これに伴い、当期における売上高は、前連結会計年度（以下「前期」という）と比較して大きく減少しております。そのため、売上高については前期と比較しての前期比（%）を記載せずに説明しております。

② 設備投資の状況

当社グループでは、急速な技術革新や販売競争に対応すべく、発展成長分野に重点を置き集中して設備投資を行っており、当期におきましては22億68百万円の設備投資を実施いたしました。

当期における設備投資の主なものは、フレキシブルプリント配線板用材料を中心とする電子材料関連の生産設備18億17百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として12億69百万円の調達を行いました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

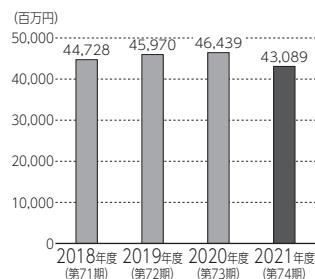
監査報告

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	44,728	45,970	46,439	43,089
経常利益 (百万円)	4,297	2,783	3,578	4,204
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,861	212	2,160	3,911
1株当たり当期純利益(円)	79.15	6.14	64.94	117.40
総資産 (百万円)	73,096	71,709	67,257	68,689
純資産 (百万円)	53,462	49,018	47,444	47,965

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

■売上高



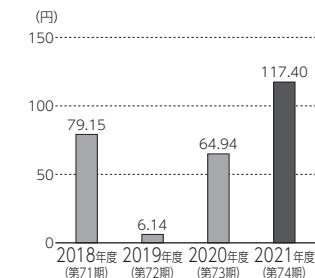
■経常利益



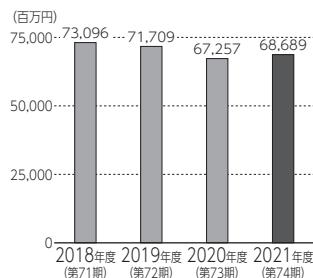
■親会社株主に帰属する当期純利益



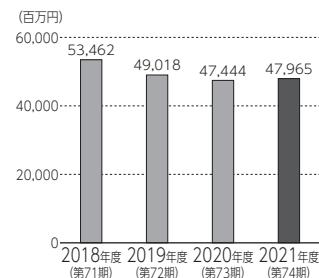
■1株当たり当期純利益



■総資産



■純資産



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権の比率	主な事業内容
新揚科技股份有限公司	1,006,377 千台湾ドル	100.0%	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
松揚電子材料(昆山)有限公司	125,918 千人民元	100.0 (100.0)	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
株式会社サトーセン	99百万円	100.0	リジットプリント配線板製造
アリサワファイバーグラス株式会社	100百万円	100.0	硝子・特殊繊維製織製品の製造
株式会社プロテックインターナショナルホールディングス	101百万円	100.0	F W成形品(水処理用圧力容器)による水処理事業を行う子会社の持株会社
Protec Arisawa Europe, S.A.	1,670 千ユーロ	100.0 (100.0)	F W成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
Protec Arisawa America, Inc.	3,200 千米ドル	100.0 (100.0)	F W成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
有沢総業株式会社	30百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工 倉庫管理・物流業務
有沢樹脂工業株式会社	10百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工
カラーリンク・ジャパン株式会社	198百万円	97.2	特殊光学部品の製造・販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 上記に記載の重要な子会社を含め、当連結会計年度末の連結子会社の数は11社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
3. 特定完全子会社に関しましては、該当事項はありません。
4. 当社は、2021年12月20日付で新揚科技股份有限公司の全株式を取得し、同社及びその完全子会社である松揚電子材料(昆山)有限公司を完全子会社としております。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とし、

- I. 新たな価値を創造し、顧客満足を高める。
 - II. 顧客要求を発掘し、独創的な技術で新事業を創出する。
 - III. 品質と生産性を向上させ、企業体質を強化する。
 - IV. 社会・環境課題の解決に貢献し、持続的な成長を実現する。
- を経営方針としています。

この経営方針の下、顧客満足度の向上、独自技術による差異化製品の開発、徹底したコストダウンによる利益体質強化の推進により企業価値を創造し、資本効率の向上、社会への貢献と併せて会社の株主価値を高めていくことを目指します。

② 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、ユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を目指しています。具体的には、既存事業の収益基盤を維持・拡大するために、生産能力の向上及び拡大、並びにユーザーニーズを先取りした新製品開発に投資する他、既存事業とのシナジーを最大限に発揮するとともに、高い資本収益性を有する新規事業への戦略投資を実施していきます。また、社会・環境に影響を与えるテーマを選定し、事業を通じて社会貢献を目指します。具体的には、①脱炭素社会への貢献（カーボンニュートラルの達成、省エネ・省資源の推進、再生可能エネルギーへの代替、環境負荷低減材料の提供）、②循環型経済の推進（排出物の削減、サプライチェーンマネジメントの強化）、③ガバナンスの充実（高い倫理観のある組織、風通しの良い組織体制）、④多様な人材の育成と働き甲斐の向上（次世代人材の育成、全ての社員が生き生きと働ける会社）を重要な課題と位置づけて取り組んでいます。とりわけ、気候変動については喫緊の課題と捉え、2021年6月に「カーボンニュートラルへの取り組み」をホームページで公表しました。

- ・電子材料につきましては、モバイル、車載及び半導体分野を中心に新製品開発を進めます。また、徹底したコストダウンとともに、アジア市場での事業基盤の強化を図ります。
- ・産業用構造材料及び電気絶縁材料につきましては、交通インフラ、水処理、および新エネルギー分野を主力事業分野として新製品開発と拡販を進め、更なる成長を目指します。
- ・ディスプレイ材料につきましては、医療用高画質ディスプレイ分野を中心に、当社独自の技術を活かした新製品の拡販を図ります。
- ・海外連結子会社との協業を深化させ、顧客への技術サービス強化により一層の拡販を図ります。

当社グループは、2020年10月に上記内容を織り込んだ中期経営計画を、2021年5月、2022年5月にはその進捗状況を公表しています。第77期（2025年3月期）にROIC 6%以上を達成することを目標とします。

③ 会社の対処すべき課題

当社グループは、上述の経営戦略をより早期かつ確実に達成するため、今後対処すべき課題として次のことを推進します。

- ・競争力のあるコスト体質を具現化するため、製造技術や材料選定の徹底的な見直しを図ります。
- ・Arisawa Production Systemを中心とした管理技術、固有技術の向上と個人の能力アップにより、徹底的な原価低減を図ります。
- ・製造・販売・技術の連携強化を推進し、効率的な事業運営を図ります。
- ・既存事業とのシナジーを最大限に発揮するとともに、高い資本収益性を有する新規事業への投資を実行します。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社4社で構成され、電子材料、産業用構造材料、電気絶縁材料、ディスプレイ材料を製造・販売しております。更に各事業に関連する商品の販売、物流及びその他のサービスの事業活動を展開しております。

区分	主要な製品または役務	売上構成比 (連結)
電子材料	プリント配線板用硝子クロス、フレキシブル及びリジットプリント配線板用材料、その他	69.1%
産業用構造材料	F W成形品、航空機用ハニカムパネル及びプリプレグ、その他	16.4
電気絶縁材料	硝子クロス・テープ、電気絶縁用プリプレグ、その他	6.0
ディスプレイ材料	3 D偏光フィルター、その他	7.5
その他の事業	引抜成形品、ゴルフ練習場経営、その他	1.0

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

株式会社有沢製作所	本社	新潟県上越市南本町一丁目5番5号
	支店	東京都台東区
	工場	南本町工場（新潟県上越市）、中田原工場（新潟県上越市）、中田原西工場（新潟県上越市）
新揚科技股份有限公司	本社	台湾 高雄市
松揚電子材料(昆山)有限公司	本社	中国 昆山市
株式会社サトーセン	本社	大阪府大阪市
アリサワファイバークラス株式会社	本社	新潟県上越市
Protec Arisawa Europe, S.A.	本社	スペイン ムンギア市
Protec Arisawa America, Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
有沢総業株式会社	本社	新潟県上越市
有沢樹脂工業株式会社	工場	埼玉県川口市
カラーリンク・ジャパン株式会社	本社	新潟県上越市

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子材料	894 (204) 名	24名増 (21名増)
産業用構造材料	236 (55)	7名減 (7名増)
電気絶縁材料	99 (9)	24名減 (-)
ディスプレイ材料	120 (17)	4名増 (3名増)
その他の事業	35 (21)	2名減 (4名減)
全 社 (共通)	41 (10)	3名減 (1名減)
合計	1,425 (316)	8名減 (26名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
599 (90) 名	7名減 (9名減)	44.1歳	20.3年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
臺灣銀行股份有限公司	2,723,010千円
株式会社三井住友銀行	1,638,157
株式会社八十二銀行	1,228,314

- (注) 海外子会社においては決算日が12月31日であるため、借入金の残高については、同決算日現在の残高を使用しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 130,000,000株

② 発行済株式の総数 33,614,824株

(注) 発行済株式の総数はストック・オプションの行使により44,300株増加し、自己株式の消却により900,000株減少しております。

③ 株主数 12,883名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,048,700株	15.11%
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	2,982,600	8.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,048,300	6.13
三菱瓦斯化学株式会社	1,472,166	4.40
有限会社有沢建興	834,338	2.49
株式会社第四北越銀行	743,903	2.22
株式会社八十二銀行	660,930	1.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	648,379	1.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱電機株式会社口)	530,536	1.58
有澤 三治	463,769	1.38

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (212,975株) を控除して計算しており、小数点第2位未満を切り捨てて表示してあります。なお、従業員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式88,600株は、自己株式には含まれておりません。
2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式966,306株 (持株比率2.89%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口)」であります。)
3. 2018年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2018年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 三井住友信託銀行株式会社他共同保有者 2名
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
保有株式等の数 1,488,200株
株券等保有割合 4.12%

4. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 ブラックロック・ジャパン株式会社他共同保有者 1名
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
保有株式等の数 1,259,700株
株券等保有割合 3.48%

5. 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 三井住友アセットマネジメント株式会社他共同保有者 1名
住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号
保有株式等の数 1,090,300株
株券等保有割合 3.01%

6. 2020年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が2020年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 日本バリュー・インベスターズ株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
保有株式等の数 1,421,500株
株券等保有割合 3.91%

7. 2022年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2022年3月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 株式会社ストラテジックキャピタル
住所 東京都渋谷区東三丁目14番15号
保有株式等の数 2,982,700株
株券等保有割合 8.88%

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月21日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対し、自己株式23,435株の処分を行っております。

(2) 会社役員の内訳

① 取締役及び監査役の内訳（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有沢 悠太	最高経営責任者（CEO）
取締役	戸田 良彦	専務執行役員 機能構造材料事業本部 本部長 アリサワファイバークラス株式会社 代表取締役社長 有沢樹脂工業株式会社 代表取締役社長
取締役	中島 理	常務執行役員 電子材料事業本部 本部長 兼 電子材料営業部 担当
取締役	増田 竹史	常務執行役員 生産本部 本部長 兼 管理本部 本部長 兼 経営企画部担当 兼 総務部担当 兼 人事部担当
取締役	塚原 穰	
取締役	中村 康二	三甲株式会社 監査役 三光合成株式会社 社外取締役
取締役	我孫子 和夫	
取締役	高田 博俊	
取締役	沼田 美穂	沼田法律事務所 所長 東京簡易裁判所 民事調停委員 東京貿易ホールディングス株式会社 社外監査役
常勤監査役	太田 耕治	
監査役	田中 耕一郎	田中総合会計事務所 所長 株式会社小田原エンジニアリング 社外監査役 一般財団法人日本自動車研究所 監事
監査役	横田 晃一	横田会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役の塚原穰氏、中村康二氏、我孫子和夫氏、高田博俊氏及び沼田美穂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の田中耕一郎氏及び横田晃一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役の太田耕治氏は、当社経理部門での財務及び会計に関する豊富な実務経験を有しております。

監査役の田中耕一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役の横田晃一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、塚原穰氏、中村康二氏、我孫子和夫氏、高田博俊氏、沼田美穂氏、田中耕一郎氏及び横田晃一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役の野波英隆氏は2021年6月25日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 当社の取締役及び監査役は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防衛費用の損害が填補されます。なお、当該役員等賠償責任保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の決定方針の決定の方法および内容の概要

取締役の指名並びに報酬の決定に関する手続きの独立性、客観性および透明性を向上させ、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役によって構成する、指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議・答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。

a. 取締役報酬制度の基本方針

- ・業績と報酬を明確に関連付けることで、経営陣に対し常に業績向上を意識付け、当社の持続的発展へ向けた健全な企業家精神の発揮を促すものであること。
- ・財務業績のみならず、創造、革新、挑戦のベンチャースピリットのもと、「CIC 昨日より今日、今日より明日」の経営理念に根ざした積極的なチャレンジに対する評価を反映できるものであること。
- ・当社の持続的発展と企業価値向上に貢献できる優秀な経営人材を確保することができるものであること。

b. 報酬体系

上記の基本方針のもと、当社の業務執行取締役に対する報酬体系は、固定報酬としての基本報酬、前年度業績等に連動する業績連動報酬、株主の皆様との利害共有を目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成されております。なお、業務執行取締役の種

類別の報酬割合については、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝5：3：2としております（KPIを100%達成の場合）。また、社外取締役については、監督機能を担うその役割に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、基本報酬および前年度業績を反映した業績連動報酬は月次で支給しており、譲渡制限付株式報酬は毎年一定の時期に支給しております。

ロ. 業績連動報酬にかかる指標（KPI）の内容、選定理由、実績及び算定方法

業績連動報酬にかかる業績指標は単年度の連結営業利益であり、前期業績に基づき、職務執行期間において均等に支給しております。当該指標を選択した理由は、企業活動の本業の成果を表す財務指標であること、従業員の賞与制度にも用いている財務指標であり、双方の制度における整合性を重視することからであります。なお、その実績は31億18百万円でありました。

ハ. 株式報酬（非金銭報酬）の内容

株式報酬（非金銭報酬）は譲渡制限付株式報酬とし、当社の株式価値と報酬との連動性を明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社の企業価値の持続的な向上に貢献する意識を高めることを目的として退任時に譲渡制限が解除されるプランとしております。なお、当社は、毎年、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を業務執行取締役を支給し、各業務執行取締役は同金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社株式の発行または処分を受けます。各業務執行取締役への割当株式数は、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を踏まえ、個別に定める基準額に相当する数を取締役会で決定しております。なお、1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲の金額としております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容について、当社全体の業績等を勘案しつつ、業務執行の状況を全体的・俯瞰的に評価するため、代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任しております。その権限の内容は、基本報酬の額及び業績連動報酬における各取締役の担当部門の業績に基づく評価配分です。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会に諮り、その答申に従って決定しております。

なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で割当株式数等の個人別の報酬の内容を決定しております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容がその決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、指名・報酬諮問委員会において、役員報酬制度の内容と決定方針との整合性について多角的な検討が行われていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しました。

なお、指名・報酬諮問委員会は、外部の報酬コンサルタント（WTW（ウイリス・タワーズワトソン））が運営する「経営者報酬データベース」に基づく客観的かつ多面的な報酬ベンチマーク分析により妥当性を検証しております。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度における指名・報酬諮問委員会は計4回開催し、各回に委員長・委員の全員が出席しております。また、取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬諮問委員会の構成は以下のとおりです。

期 間	委 員
2021年6月定時株主総会まで	塚原 穰 社外取締役（委員長） 中村 康二 社外取締役 我孫子 和夫 社外取締役 有沢 悠太 代表取締役社長
2021年6月定時株主総会から 2022年6月定時株主総会まで	中村 康二 社外取締役（委員長） 塚原 穰 社外取締役 我孫子 和夫 社外取締役 高田 博俊 社外取締役 沼田 美穂 社外取締役 有沢 悠太 代表取締役社長

ト. 監査役報酬等

a. 基本方針

各監査役の職務遂行の対価として適正な水準で支給することを基本方針としております。

b. 報酬決定の方法

監査役報酬は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況を考慮し、監査役の協議により決定しております。

c. 監査役報酬の内容

監査役報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、固定報酬のみとし、これを月額支給しております。

チ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	176,713	104,500	56,022	16,190	5
監査役 (社外監査役を除く。)	13,746	13,746	—	—	1
社外役員	28,501	28,501	—	—	7

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名 (社内取締役のみ) を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

リ. 役員報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議内容

2004年6月29日開催の第56回定時株主総会において、取締役の報酬総額は月額30百万円以内、監査役の報酬額は月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる員数は取締役9名 (うち社外取締役5名)、監査役3名 (常勤監査役1名、社外監査役2名) です。

2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額50百万円以内かつ、当社普通株式総数5万株以内、譲渡制限期間は譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間と決議いただいております。当該株主総会終結時点で対象となる員数は取締役4名 (社内取締役のみ) です。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の中村康二氏は、三甲株式会社の監査役及び三光合成株式会社の社外取締役であります。三甲株式会社及び三光合成株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役の沼田美穂氏は、沼田法律事務所の所長、東京簡易裁判所の民事調停委員及び東京貿易ホールディングス株式会社の社外監査役であります。沼田法律事務所、東京簡易裁判所及び東京貿易ホールディングス株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役の田中耕一郎氏は、田中総合会計事務所の所長、株式会社小田原エンジニアリングの社外監査役及び一般財団法人日本自動車研究所の監事であります。田中総合会計事務所、株式会社小田原エンジニアリング及び一般財団法人日本自動車研究所と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役の横田晃一氏は、横田会計事務所の所長であります。横田会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された9回の取締役会におきまして、社外取締役の塚原穰、中村康二、我孫子和夫の3氏はその全てに、高田博俊、沼田美穂の両氏は就任以降開催された7回の取締役会全てに出席し、主に豊富な経験及び幅広い見識に基づき取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外監査役の田中耕一郎氏は8回、横田晃一氏はその全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。

監査役会は当事業年度に7回開催され、社外監査役の田中耕一郎、横田晃一の両氏はその全てに出席し、監査役の職務の執行に関して適宜必要な意見の表明を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役の塚原穰、中村康二、我孫子和夫、高田博俊、沼田美穂、社外監査役の田中耕一郎、横田晃一の7氏のいずれも、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社では、グループ全体を網羅する「グループ企業行動指針」を定め、その指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保しています。

- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び定款の定めに沿って文書管理規程を制定し、適切な保存・管理する体制を構築しています。

- ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行なうほか、関係会社管理規程を制定し、その定めに沿って取締役会議事録及び重要事項の報告を義務づける体制を整備しています。

- ④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、個々のリスクに応じた管理規程を制定し、その規程を遵守することによりリスクの軽減化を図る体制を整備しています。

- ⑤ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備する他、グループ共通の会計管理システムの導入等、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を整備しています。

- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、監査目的に必要な知

識・経験等を勘案して使用人を配置しています。また、配置された補助者は、その補助業務に關しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保しています。

- ⑦ 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役に報告する体制を確保しています。また、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱を禁止した内部通報制度が整備されています。

- ⑧ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理しています。また、監査役が職務遂行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど、それらに掛かる費用を会社が負担しています。

- ⑨ その他当社監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社監査役は定期的に子会社の取締役から報告を受けるとともに、子会社の監査役より報告を受ける等、随時連携し企業集団における適正な監査を実施しています。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況、運用状況を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を整備しています。また、当社子会社の会計処理におけるガバナンスや内部統制が有効かつ適切に機能する体制を強化していきます。

- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社子会社では、「グループ企業行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応しています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

コンプライアンスについては、当社及び当社子会社の使用人を対象にコンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習を定期的で開催し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、「コンプライアンス委員会規程」に基づくコンプライアンス委員会を定期的で開催し、その結果を取締役に報告しコンプライアンス体制の維持・向上に努めています。また、「ホットライン規程」により通常の報告ルートと異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。さらに、内部監査室が作成した監査計画書に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しています。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査室が評価を実施し、業務の適正性、効率性の確保に努めています。

当社及び当社子会社の事業の報告については、内部監査室による監査結果を含め、定期的に当社取締役会や社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題が生じた場合には関係部署へ適時指示しています。また、当社子会社の会計処理におけるガバナンスや内部統制が有効かつ適切に機能する体制を強化していきます。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期中に獲得した資金を既存事業の収益基盤の維持、拡大及び新規用途の開発に投じるとともに、積極的に株主に還元していきます。具体的には、業績連動配当として総還元性向80%以上とすることを基本方針とし、自己株式の取得についても、資金需要や財務状況等を総合的に勘案したうえで柔軟に対応していきます。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	45,876,007	流 動 負 債	15,190,739
現金及び預金	17,341,765	支払手形及び買掛金	5,637,609
受取手形、売掛金及び契約資産	16,073,835	1年内償還予定の社債	26,800
有価証券	1,040,342	短期借入金	3,562,272
商品及び製品	4,401,727	1年内返済予定の長期借入金	957,962
仕掛品	2,112,503	リース債務	118,578
原材料及び貯蔵品	4,123,818	未払法人税等	1,087,828
その他	797,960	製品保証引当金	73,525
貸倒引当金	△15,947	賞与引当金	507,532
		役員賞与引当金	4,503
固 定 資 産	22,813,192	その他	3,214,127
有形固定資産	13,775,074	固 定 負 債	5,532,757
建物及び構築物	6,061,567	社債	27,600
機械装置及び運搬具	3,437,606	長期借入金	3,845,199
土地	1,889,417	株式給付引当金	29,802
建設仮勘定	1,180,188	リース債務	556,302
その他	1,206,294	繰延税金負債	250,681
無形固定資産	279,191	資産除去債務	92,521
その他	279,191	退職給付に係る負債	583,365
投資その他の資産	8,758,926	その他	147,282
投資有価証券	7,875,645	負 債 合 計	20,723,496
長期貸付金	51,785	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	359,450	株 主 資 本	45,298,357
その他	522,473	資本金	7,643,777
貸倒引当金	△50,428	資本剰余金	3,017,461
資 産 合 計	68,689,199	利益剰余金	34,936,822
		自己株式	△299,704
		その他の包括利益累計額	2,488,215
		その他有価証券評価差額金	1,229,118
		繰延ヘッジ損益	△50,146
		為替換算調整勘定	1,317,978
		退職給付に係る調整累計額	△8,734
		新株予約権	149,131
		非支配株主持分	29,998
		純 資 産 合 計	47,965,702
		負債純資産合計	68,689,199

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		43,089,576
売上原価		34,422,042
売上総利益		8,667,533
販売費及び一般管理費		5,346,587
営業外収益		3,320,946
受取利息	186,541	
受取配当金	74,377	
為替差益	445,378	
投資有価証券償還益	213,189	
その他	237,934	1,157,421
営業外費用		
支払利息	120,717	
連結子会社株式取得費用	27,773	
貸付費	82,617	
その他	42,768	273,875
経常利益		4,204,492
固定資産売却益	7,566	
投資有価証券売却益	809,606	
その他	45,938	863,110
特別損失		
減損損失	12,928	
固定資産除却損	42,774	
株式給付引当金繰入額	14,098	
投資有価証券売却損	32,110	101,911
税金等調整前当期純利益		4,965,691
法人税、住民税及び事業税	1,156,959	
法人税等調整額	△195,472	961,486
当期純利益		4,004,205
非支配株主に帰属する当期純利益		93,204
親会社株主に帰属する当期純利益		3,911,000

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	7,623,638	4,403,396	33,374,092	△1,159,364	44,241,763
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			39,939		39,939
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	7,623,638	4,403,396	33,414,032	△1,159,364	44,281,702
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	20,139	20,139			40,278
剰 余 金 の 配 当			△1,466,926		△1,466,926
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,911,000		3,911,000
自 己 株 式 の 取 得				△82,621	△82,621
自 己 株 式 の 処 分			△2,973	23,971	20,997
自 己 株 式 の 消 却			△918,310	918,310	-
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△1,406,074			△1,406,074
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	20,139	△1,385,935	1,522,790	859,660	1,016,654
当連結会計年度末残高	7,643,777	3,017,461	34,936,822	△299,704	45,298,357

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配分 株主持分	純資産計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る額 に調整	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,569,049	△8,237	486,242	△3,959	2,043,095	193,962	965,997	47,444,819
会計方針の変更による 累積的影響額								39,939
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	1,569,049	△8,237	486,242	△3,959	2,043,095	193,962	965,997	47,484,758
当連結会計年度変動額								
新株の発行								40,278
剰余金の配当								△1,466,926
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,911,000
自己株式の取得								△82,621
自己株式の処分								20,997
自己株式の消却								-
連結子会社株式の取得 による持分の増減								△1,406,074
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△339,930	△41,908	831,735	△4,775	445,120	△44,831	△935,998	△535,710
当連結会計年度変動額合計	△339,930	△41,908	831,735	△4,775	445,120	△44,831	△935,998	480,944
当連結会計年度末残高	1,229,118	△50,146	1,317,978	△8,734	2,488,215	149,131	29,998	47,965,702

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,909,569	流 動 負 債	7,951,091
現金及び預金	7,016,148	支払手形	117,218
受取手形	235,152	買掛金	2,610,044
売掛金	8,544,602	電子記録債権	1,427,050
電子記録債権	230,593	短期借入金	640,000
有価証券	1,040,342	1年内返済予定の長期借入金	680,558
商品及び製品	2,638,457	未払金	720,749
仕掛品	1,001,928	未払費用	98,603
原材料及び貯蔵品	1,487,412	未払法人税等	789,062
前払費用	75,627	前受収益	10,976
未収収益	51,755	リース負債	81,443
契約資産	101,852	預り金	26,924
関係会社短期貸付金	1,396,773	賞与引当金	336,456
その他	395,686	その他の	412,002
貸倒引当金	△306,764	固 定 負 債	1,258,382
固 定 資 産	26,315,935	退職給付引当金	527,617
有 形 固 定 資 産	8,083,713	債務保証損失引当金	246,643
建築物	3,672,196	株式給付引当金	29,802
構築物	296,510	リース負債	259,755
機械及び装置	1,916,812	資産除去負債	29,166
車両運搬具	23,281	繰延税金負債	85,414
工具器具及び備品	222,721	その他の	79,982
土地	1,376,078	負 債 合 計	9,209,474
リース資産	343,857	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	232,253	株 主 資 本	39,651,442
無 形 固 定 資 産	125,470	資本金	7,643,777
ソフトウェア	115,929	資本剰余金	6,755,769
その他	9,541	資本準備金	6,755,769
投 資 其 他 の 資 産	18,106,751	利 益 剰 余 金	25,551,599
投資有価証券	6,526,531	利益準備金	748,262
関係会社株式	11,396,735	その他利益剰余金	24,803,336
長期前払費用	85,211	固定資産圧縮積立金	14,982
その他の	103,326	別途積立金	21,020,000
貸倒引当金	△5,053	繰越利益剰余金	3,768,354
資 産 合 計	50,225,504	自 己 株 式	△299,704
		評価・換算差額等	1,215,457
		その他有価証券評価差額金	1,215,457
		新 株 予 約 権	149,131
		純 資 産 合 計	41,016,030
		負 債 純 資 産 合 計	50,225,504

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,648,241
売 上 原 価		22,517,292
売 上 総 利 益		4,130,948
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,809,122
営 業 利 益		1,321,826
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	897,878	
受 取 賃 貸 料	225,607	
為 替 差 益	429,816	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	213,189	
そ の 他	115,902	1,882,394
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,859	
賃 貸 費 用	229,044	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	89,445	
そ の 他	6,343	351,692
経 常 利 益		2,852,528
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	297,841	
新 株 予 約 権 戻 入 益	45,938	343,779
特 別 損 失		
減 損 損 失	12,928	
固 定 資 産 除 却 損	41,143	
株 式 給 付 引 当 金 繰 入 額	14,098	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	32,110	100,280
税 引 前 当 期 純 利 益		3,096,027
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	821,728	
法 人 税 等 調 整 額	△73,976	747,752
当 期 純 利 益		2,348,274

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	7,623,638	6,735,630	6,735,630	748,262	15,850	24,020,000	768,016	25,552,129
会計方針の変更による累積的影響額							39,405	39,405
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,623,638	6,735,630	6,735,630	748,262	15,850	24,020,000	807,421	25,591,534
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	20,139	20,139	20,139					
固定資産圧縮積立金の取崩					△868		868	－
別途積立金の取崩						△3,000,000	3,000,000	－
剰余金の配当							△1,466,926	△1,466,926
当 期 純 利 益							2,348,274	2,348,274
自己株式の取得								
自己株式の処分							△2,973	△2,973
自己株式の消却							△918,310	△918,310
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	20,139	20,139	20,139	－	△868	△3,000,000	2,960,932	△39,935
当 期 末 残 高	7,643,777	6,755,769	6,755,769	748,262	14,982	21,020,000	3,768,354	25,551,599

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,159,364	38,752,033	1,548,640	1,548,640	183,970	40,484,643
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		39,405				39,405
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△1,159,364	38,791,438	1,548,640	1,548,640	183,970	40,524,049
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		40,278				40,278
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－				－
別 途 積 立 金 の 取 崩		－				－
剰 余 金 の 配 当		△1,466,926				△1,466,926
当 期 純 利 益		2,348,274				2,348,274
自 己 株 式 の 取 得	△82,621	△82,621				△82,621
自 己 株 式 の 処 分	23,971	20,997				20,997
自 己 株 式 の 消 却	918,310	－				－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△333,182	△333,182	△34,839	△368,021
当 期 変 動 額 合 計	859,660	860,003	△333,182	△333,182	△34,839	491,981
当 期 末 残 高	△299,704	39,651,442	1,215,457	1,215,457	149,131	41,016,030

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

招 集 告 白

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 有 沢 製 作 所
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大黒 英史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社有沢製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社有沢製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、

その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 有 沢 製 作 所
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 朗
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大黒 英史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社有沢製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社 有沢製作所 監査役会

常勤監査役 太田 耕治 ⑩

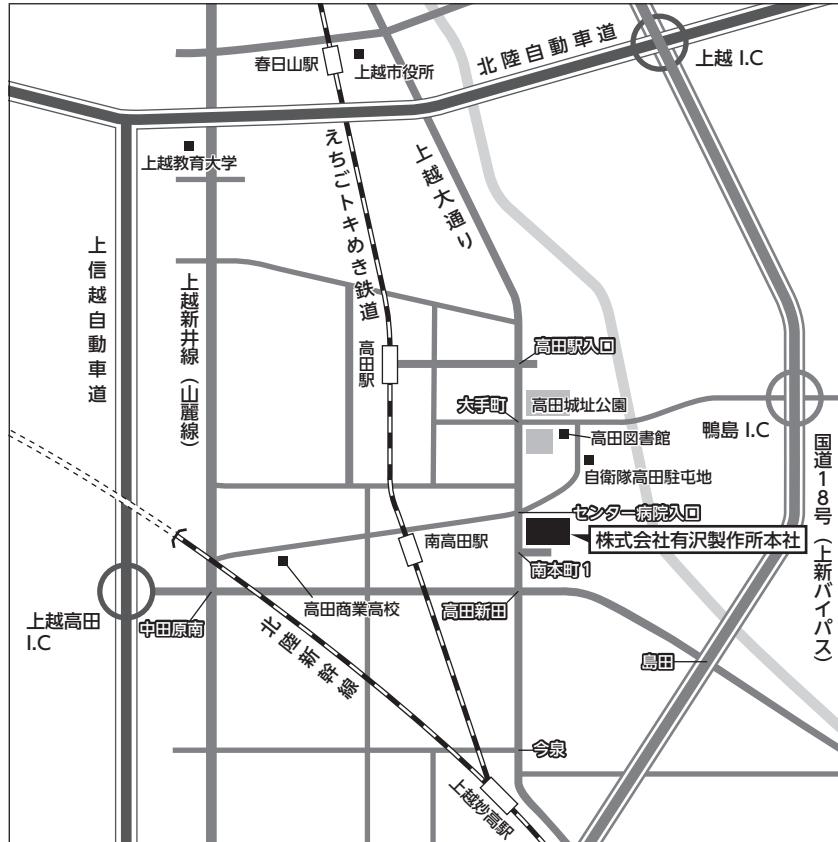
社外監査役 田中 耕一郎 ⑩

社外監査役 横田 晃一 ⑩

以上

株主総会会場のご案内

場所／新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社 有沢製作所 本社会議室
電話／025-524-5121 (代表)



■交通のご案内

鉄道 北陸新幹線上越妙高駅よりタクシーで約5分
えちごトキめき鉄道南高田駅より徒歩約13分

お車 北陸自動車道上越ICより約16分
上信越自動車道上越高田ICより約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。